

koto-Buddy利用規約

第1章 総則

- 第1条 (定義)
- 第2条 (利用規約の適用)
- 第3条 (通知)
- 第4条 (利用規約の変更)
- 第5条 (権利義務譲渡の禁止)
- 第6条 (合意管轄)
- 第7条 (準拠法)
- 第8条 (協議等)

第2章 契約の締結等

- 第9条 (利用契約の締結等)
- 第10条 (認定利用者による利用)
- 第11条 (変更通知)
- 第12条 (一時的な中断及び提供停止)
- 第13条 (利用期間)
- 第14条 (最短利用期間)
- 第15条 (契約者からの利用契約の解約等)
- 第16条 (当社からの利用契約の解約)
- 第17条 (本サービスの廃止)
- 第18条 (契約終了後の処理)
- 第19条 (反社会的勢力の排除)

第3章 サービス

- 第20条 (本サービスの種類と内容)
- 第21条 (本サービスの提供区域)
- 第22条 (サポート)(本サービスの提供区域)
- 第23条 (再委託)

第4章 利用料金

- 第24条 (本サービスの利用料金、算定方法等)
- 第25条 (利用料金の支払義務)
- 第26条 (利用料金の支払方法)
- 第27条 (遅延利息)

第5章 契約書の義務等

第28条 (自己責任の原則)

第29条 (利用責任者)

第30条 (生成 AI コンテンツのリスク)

第31条 (本サービス利用のための設備設定・維持)

第32条 (ユーザ ID 及びパスワード)

第33条 (バックアップ)

第34条 (禁止事項)

第35条 (認定利用者の遵守事項等)

第36条 (認定利用者が利用契約に違反した場合の措置)

第6章 当社の義務等

第37条 (善管注意義務)

第38条 (本サービス用設備等の障害等)

第7章 秘密情報等の取扱い

第39条 (秘密情報の取扱い)

第40条 (個人情報の取扱い)

第41条 (本パブリッククラウドサービスにおけるデータの取扱い)

第42条 (利用データ及び利用記録等の取り扱い)

第8章 損害賠償等

第43条 (損害賠償の制限)

第44条 (免責)

第45条 (サービスレベル)

利用規約

オムロン ソフトウェア株式会社（以下「当社」と言います）は、当社が保有する生成 AI サービス「koto-Buddy」及び関連する各種サービス（以下「本サービス」と言います）に関して、以下の通り利用規約を定めます。

第1章 総則

第1条 （定義）

利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- | | |
|------------|---|
| （１）本サービス | 利用規約に基づき当社がクラウドサービス・プロバイダとして契約者に提供する別紙 A 所定の生成 AI サービス「koto-Buddy」。 |
| （２）当社 | 本サービスの提供元であるオムロン ソフトウェア株式会社。 |
| （３）直接契約者 | 利用規約に基づく利用契約を当社との間で直接締結した者。 |
| （４）再販契約者 | 利用規約に基づく利用契約を当社ではなく再販パートナーとの間で締結した者。 |
| （５）契約者 | 直接契約者および再販契約者の総称。本サービスが当社により直接契約者に提供される場合には直接契約者、再販パートナーにより再販契約者に提供される場合には再販契約者。 |
| （６）利用者 | 契約者により提供されたプラットフォームにて本サービスを利用する者。利用者は、契約者の会社の役員または従業員（ただし、日本国外に所在する役員および従業員は除きます）であるものとします。 |
| （７）認定利用者 | 当社が契約者の関連会社(契約者と出資、人事、資金又は技術等に関する継続的な関係を有する会社)又は取引先(仕入先若しくは得意先その他契約者と継続的な契約関係を有する者)と認定し、利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者。 |
| （８）再販パートナー | 当社と別途再販パートナー契約を締結することにより、当社より本サービスの利用権の再販売を許諾された者。なお、本サービスは、当社以外に再販パートナーによって提供されることがあるものとし、また、再販パートナーが本サービスの再販売を行う場合、当社から書面又は電子メールでの事前の承認を受けなければならないものとします。 |
| （９）契約者等 | 契約者、利用者および認定利用者。 |
| （１０）利用契約 | 利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約。 |
| （１１）利用契約等 | 利用契約及び利用規約。 |
| （１２）契約者設備 | 本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア。 |

(1 3) 本サービス用設備	本サービスを提供するにあたり、当社が設置又は利用するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア。
(1 4) 本サービス用設備等	本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線。
(1 5) 消費税	消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課。
(1 6) ユーザ ID	本サービスを利用する者を一意に識別するために用いられる符号。
(1 7) パスワード	ユーザ ID と組み合わせて、本サービスを利用する者を識別するために用いられる符号。
(1 8) 最短利用期間	当該期間内に契約者が利用契約を解約する場合、第 1 4 条(最短利用期間)第 2 項に従い、当該期間の満了日までの利用料金等の支払義務を負う期間。
(1 9) 本パブリッククラウドサービス	本サービスの提供のために当社が本サービス用設備の一部として利用する Amazon Web Services 社(以下単に「AWS」といいます。)、Microsoft 社のクラウドサービス。
(2 0) 利用データ	本サービスの利用に伴い、契約者等が本サービスに入力またはアップロードする一切のデータ。
(2 1) 生成コンテンツ	本サービスで、生成 AI 技術を用いてユーザの入力に基づき生成されたコンテンツ。
(2 2) アウトプットデータ	本サービスを通じてアウトプットされる一切のデータ。
(2 3) トークン	生成 AI がテキストデータを扱う上での基本単位。
(2 4) クレジット	1 クレジットは約 1000 トークンとして計算されます。

第 2 条 (利用規約の適用)

1. 当社は、この利用規約(以下単に「利用規約」といいます。)、及び本パブリッククラウドサービスに関するサービス仕様及びその提供条件に基づき、本サービスを提供します。
2. 利用規約と当社が直接契約者と締結した個別の利用契約の内容が異なるときは、個別の利用契約の内容が利用規約に優先して適用されるものとします。
3. 利用規約と本パブリッククラウドサービスに関するサービス仕様及び提供条件が異なるときは、当該サービス仕様及び提供条件に定められた範囲で利用規約が適用されます。
4. 再販契約者については、料金の支払いは当該再販パートナーとの間で行われるものとし、第 2 4 条から第 2 7 条までの規定は適用されません。再販契約者の料金支払いに関する事項については、別途再販パートナーとの契約に定めるところに従うものとします。

第3条 (通知)

1. 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 当社は、前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第4条 (利用規約の変更)

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、14 日の予告期間を置いて、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 契約者は、本パブリッククラウドサービスに関するサービス仕様及び提供条件が AWS 社、Microsoft 社により随時変更されるものであり、その場合、変更後のサービス仕様及び提供条件の範囲で本サービスが提供されることを了承するものとします。

第5条 (権利義務譲渡の禁止)

1. 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡、移転、担保権の設定その他の方法により処分してはならないものとします。

第6条 (合意管轄)

1. 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

第7条 (準拠法)

1. 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第8条 (協議等)

1. 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 契約の締結等

第9条 (利用契約の締結等)

1. 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を当社または再販パートナーに提出し、当社または再販パートナーがこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 利用契約の変更は、契約者が変更の届出を当社または再販パートナーに提出し、当社または再販パートナーがこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
3. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができます。
 - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
 - (2) 利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
 - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (4) 本サービスの提供が技術的に困難であるとき
 - (5) その他、当社が不適当と判断したとき

第10条 (認定利用者による利用)

1. 契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合、認定利用者により本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

第11条 (変更通知)

1. 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社所定の方法により変更予定日の30日前までに当社に通知するものとします。
2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 1 2 条 (一時的な中断及び提供停止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) 当社が利用する通信回線、本パブリッククラウドサービス、又は電力等のインフラストラクチャに生じた事象により、本サービスを提供できない場合
 - (4) 契約者が本パブリッククラウドサービスの利用規約に違反したことにより、当該事業者からのサービスの提供または連携を受けられなくなった場合
 - (5) その他天災地変、感染症・疫病等不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - (6) クレジット消費量など、利用契約の中で定められた利用上限に達した場合
 - (7) その他、当社が本サービスの提供が困難と合理的に判断した場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、契約者が第 1 6 条 (当社からの利用契約の解約)第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 1 3 条 (利用期間)

1. 本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、当社所定の方法により期間満了 30 日前までに契約者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は同一の条件で期間満了日の翌日からさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。
2. 当社は、本サービスの利用期間満了の 60 日前までに、契約者に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約内容を変更することができるものとします。

第 1 4 条 (最短利用期間)

1. 本サービスの最短利用期間は、契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して 3 ヶ月とします。
2. 契約者は、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第 1 5 条(契約者からの利用契約の解約等)に従うこととします。

第 15 条 (契約者からの利用契約の解約等)

1. 契約者は、解約希望日の 30 日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が 30 日未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より 30 日後を契約者の解約希望日とみなすものとします。
2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

第 16 条 (当社からの利用契約の解約)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。なお、当社は、この場合に契約者に生じた損害については一切その責任を負わないものとします。
 - (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は契約締結の判断に影響を及ぼす事項に関する記入もれがあった場合
 - (2) 利用規約の違反または取引上の信義への違反があり、催告後相当期間内に是正されないとき、またはかかる違反が重大なものであるとき
 - (3) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (4) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (5) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (7) 他の会社との合併、会社分割、減資、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき、または重大な経営体制の変更もしくは資本構成の変更があったとき
 - (8) 契約者の強制執行もしくは執行保全処分または競売の申請があった場合
 - (9) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合、または事業に関する免許、登録の取消等の処分を受けた場合
 - (10) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
 - (11) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (12) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
 - (13) 本サービスの提供により、重大な経済的もしくは技術的な負担または重大なセキュリティの危険が生じると考えられる場合
 - (14) 法律または政府機関の要請を遵守する必要性が生じた場合

- (15) その他当社が本利用契約を解除する必要があると合理的に判断する場合
2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

第17条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
- (1) 廃止日の30日前までに契約者に通知した場合
- (2) サイバー攻撃、天災地変、感染症・疫病、クラウドサーバ等の当社の外部連携サービスの廃止または仕様変更等の不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、前項に基づき本サービスの全部または一部を廃止する場合であっても、既に支払われている利用料金等は返還しないものとします。

第18条 (契約終了後の処理)

1. 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等(当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。
2. 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって提供データ(これらの全部または一部の複製物を含み、以下同じとする。)および本サービスにより生成されたデータに対するアクセスの権利を失うものとします。この場合、当社は、提供データおよび本サービスにより生成されたデータを事前の通知を要することなく消去することができ、これらを契約者に使用させる義務を負わないものとします。
3. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等(資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。

第19条 (反社会的勢力の排除)

1. 契約者及び当社は、自ら(契約者については認定利用者を含む。)と役員及び主な株主が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者などの反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害す

る行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。

3. 契約者及び当社は、相手方が前各項に違反し、又は第 1 項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引の継続が不適切である場合、利用契約を解除することができるものとします。

第3章 サービス

第 2 0 条 (本サービスの種類と内容)

1. 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙 A に定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。
2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 第 4 4 条(免責)第 1 項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
3. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
 - (1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
 - (2) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ
4. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。
5. 当社は、本サービスの種類と内容を随時変更することがあります。この場合、第 4 条(利用規約の変更)に従った手続を行います。ただし、本サービスの全部又は一部の廃止については、第 1 7 条(本サービスの廃止)の定めによります。
6. 当社は、本サービスの提供及び利用が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他の知的財産権(以下「知的財産権」といいます。)を侵害しないことを保証するものではありません。なお、当社は、本サービスの提供及び利用が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他の知的財産権を侵害することを知ったときは、当社の裁量において、本サービスの提供及び利用が将来第三者の知的財産権を侵害しないようにするための措置を講じるものとします。この場合、当社は、必要に応じて、本サービスの内容及び提供条件を変更し、又は本サービスの一部を廃止することがあります。

第 2 1 条 (本サービスの提供区域)

1. 本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

第 2 2 条 (サポート)

1. 当社は、別紙 A に定めるサポートサービスを利用契約に基づき、契約者に対して提供するものとします。

第 2 3 条 (再委託)

1. 当社は、契約者等に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先(以下「再委託先」といいます。)に対し、第 3 9 条(秘密情報の取扱い)及び第 4 0 条(個人情報の取扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 利用料金

第 2 4 条 (本サービスの利用料金、算定方法等)

1. 本サービスの利用料金、算定方法等は、利用契約の締結に際して当社が契約者に提示する見積書に基づき協議のうえ決定するものとします。
2. 当社の判断により提供料金を改定する場合、当社は第 3 条(通知)に基づき通知し、これをもって次の契約期間より新たな提供料金が適用されるものとします。
3. 契約者は、利用期間中に消費税の変更があった場合、本条の定めにより支払い済みの利用料金の月割金額（税率変更適用月から利用期間満了月までの期間分）について、当社所定の方法において清算を行うものとします。

第 2 5 条 (利用料金の支払義務)

1. 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間(以下「利用期間」という。)について、利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第 1 2 条(一時的な中断及び提供停止)第 3 項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。
2. 利用期間において、第 1 2 条(一時的な中断及び提供停止)に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。

第 2 6 条 (利用料金の支払方法)

1. 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
 - (1) 請求書決済方式の場合、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社

の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うか、当社が別途指定する集金代行業者を通じて当社が指定する期日までに、契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとします。

(2) その他当社が定める支払方法により支払うものとします。

2. 契約者と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐる紛争が発生したときは、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとする。

第27条 (遅延利息)

1. 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第5章 契約書の義務等

第28条 (自己責任の原則)

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者(認定利用者及び本パブリッククラウドサービスを提供する事業者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報(コンテンツ)については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それ起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
3. 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第29条 (利用責任者)

1. 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第9条(利用契約の締結等)所定の利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。
2. 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、当社所定の方法により速やかに通知するものとします。
3. 契約者は、利用者および認定利用者に、利用規約に定める契約者が負うのと同様の義務

及び本サービスのシステム画面上に表示される禁止事項と注意事項を遵守させるものとし、かつその遵守に全責任を負うものとします。

第30条（生成 AI コンテンツのリスク）

1. 生成コンテンツには誤りや不正確な内容、バイアスが含まれる可能性があります。契約者は、生成コンテンツを利用（本条において利用とは、複製、社内外発表、社内外配信、譲渡等の行為をいう）するにあたり、当該内容の正確性や適法性を十分に確認し、自己の判断と責任において利用するものとします。
2. 特定の国・地域において、一定の分野・領域において生成コンテンツの利用が禁止、あるいは一定の制限のもと許容される可能性があります。契約者等は、当該禁止事項に抵触しない、また当該国・地域の要求事項を遵守し、本サービスを利用するものとします。
3. 生成コンテンツには第三者の著作権、商標権、特許権その他の知的財産権を侵害する内容が含まれる可能性があります。契約者は、生成コンテンツを作成または利用するにあたり、文化庁等の公的機関が発行するガイドラインや次に例示するような侵害リスク低減方策を参照し、第三者の権利侵害の防止に努めるものとします。
 - （1） 生成 AI の利用に関する内部ルールの策定等の著作権、商標権、特許権その他の知的財産権の侵害に対する適切な予防措置を講じること
 - （2） 第三者の著作物と類似する生成コンテンツを得ることを目的とした利用データを入力しないこと
 - （3） 生成コンテンツを利用する際には、第三者の著作物と類似していないかを確認するとともに、生成コンテンツやアウトプットデータを得た過程を確認可能な状態にしておくこと
4. 生成コンテンツまたはアウトプットデータ（以下、本条において「生成コンテンツ等」という）が著作物性またはその他の知的財産を有する場合、当該著作物の著作権およびその他の知的財産権は、契約者に帰属するものとし、当該権利に関するすべての責任は契約者が負うものとします。
5. 契約者は、生成コンテンツ等が第三者の著作権、商標権、特許権その他の知的財産権を侵害しないことを保証し、万一、生成コンテンツ等の作成、使用、利用（本条第1項に定める利用）または譲渡に関し第三者権利に関する紛争が生じたときは、契約者が自らの責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、当該紛争により、契約者または第三者が損害を被った場合、直接的または間接的を問わず、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 契約者は、生成コンテンツを製品・サービス等の取引に使用する場合には、取引相手に対して生成コンテンツが第三者の著作権を侵害するものでないことに加えて、AI を利用した生成物であることや、その著作物性等について適切に説明できるようにしておくとともに、生成に用いた利用データを確認可能にするものとします。
7. 契約者は、生成コンテンツが公序良俗に反しないことを保証するものとします。
8. 生成コンテンツに関して第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

9. 当社は、生成コンテンツ等に関して発生した紛争および損害について、直接的または間接的を問わず、一切の責任を負わないものとします。

第31条（本サービス利用のための設備設定・維持）

1. 契約者等は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境(サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法第2条に定義するサイバーセキュリティをいうものとします。))の確保を含みます。)を維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者の電気通信サービスを利用する等して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

第32条（ユーザID 及びパスワード）

1. 契約者等は、ユーザID 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有、売買しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含みます。)するものとします。ユーザID 及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 第三者が契約者等のユーザID 及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者等の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりユーザID 及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。
3. 契約者等は、ユーザID またはパスワード等の本サービス関連情報が盗難され、その他第三者に漏洩した可能性を知った場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとし、かつ当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
4. 本サービスで契約者等が利用するパスワードは、本サービスのパスワードポリシーに従い、契約者等ごとに設定するものとします。

第33条（バックアップ）

1. 契約者等は、契約者等が本サービスにおいて提供又は伝送するデータ等については、自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、契約者と当社間の別段の契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社はかか

るデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第34条（禁止事項）

1. 契約者等は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - （1） 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - （2） 本サービスの内容や本サービスにより利用する情報を改ざん又は消去する行為
 - （3） 当社により提供されたマニュアル等の関連資料に記載された内容に反して本サービスを利用する行為
 - （4） サービスを構成するソフトウェアのダウンロード、解析、リバースエンジニアリングその他ソフトウェアを入手する行為
 - （5） 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - （6） 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - （7） 本サービスの利用に関して適用される法律、ガイドライン、規格等に違反する行為
 - （8） 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - （9） 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - （10） わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - （11） 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - （12） 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - （13） ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - （14） 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
 - （15） 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - （16） その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
 - （17） 本パブリッククラウドサービスに関する提供条件に反する行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送する(契約者の利用とみなされる場合も含みます。)情報(データ、コンテンツを含みます。)を監視する義

務を負うものではありません。

第35条（認定利用者の遵守事項等）

1. 第10条（利用規約の適用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。
 - （1）認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用契約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。
 - （2）契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
 - （3）認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
 - （4）本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく認定利用者の秘密情報を開示することができること、また、当社は第23条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
 - （5）認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。
2. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

第36条（認定利用者が利用契約に違反した場合の措置）

1. 第10条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。
2. 認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した日から30日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
 - （1）当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること
 - （2）当社と契約者の間の利用契約の全部若しくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

第6章 当社の義務等

第37条（善管注意義務）

1. 当社は、本サービスの利用期間中、善良な管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

第38条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。また、本サービス用設備のうち本パブリッククラウドサービスに障害があることを知ったときは、本パブリッククラウドサービスを提供する事業者修理又は復旧を指示するものとします。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者修理又は復旧を指示するものとします。
4. 前各項に定めるほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 秘密情報等の取扱い

第39条（秘密情報の取扱い）

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - （1） 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - （2） 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - （3） 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - （4） 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - （5） 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、別紙 A において定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。

3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等(以下本条において「資料等」といいます。)を複製又は改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます。)することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
6. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第23条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等(本条第5項に基づき相手方の承諾を得て資料等を複製、改変したものを含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを消去するものとします。
8. 本条の規定は、本サービス終了後、3年間有効に存続するものとします。

第40条 (個人情報の取扱い)

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関する法律その他関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取扱いについては、前条(秘密情報の取扱い)第4項乃至第7項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第41条 (本パブリッククラウドサービスにおけるデータの取扱い)

1. 第23条(再委託)、第39条(秘密情報の取扱い)、第40条(個人情報の取扱い)の

定めにかかわらず、本パブリッククラウドサービスにおけるデータ等の取扱条件については、本パブリッククラウドサービスが定めるサービス仕様及び提供条件等が利用規約に優先して適用されるものとします。

第42条（利用データ及び利用記録等の取り扱い）

1. 本サービスでは、利用データは契約する法人ごとにアクセス制限を実施するため、利用データが他の契約者との関係で利用されることはないものとします。
2. 当社は、本サービスを契約者等に提供するにあたり、本サービスの運用に必要な範囲で、利用データおよびログを閲覧することがあり、契約者等はあらかじめこれを承諾するものとします。
3. 契約者等は、当社がユーザの情報、並びに個人情報の情報主体である個人が特定できない情報および本サービスの利用状況、またはこれらの情報をもとに当社が作成した統計データ、分析データ、について、ウェブサイト、新聞、雑誌、書籍、その他の各種媒体に掲載・転載し、または当社のその他の事業活動に利用することを承諾するものとします。
4. 当社は、本サービスに係る業務の全部または一部を委託した第三者に対し、委託の目的を達成するために必要な限度で、機密情報及び個人情報を含むユーザに関する情報を当該第三者に対して提供できるものとし、契約者等はあらかじめこれを承諾するものとします。
5. 当社が本サービスを通じて取得した情報の取り扱いについては、当社が別途定める「プライバシーポリシー（<https://socialsolution.omron.com/software/general/privacy/>）」に従うものとします。契約者等は、本サービスの利用に先立ち、必ず「プライバシーポリシー」を読み、十分に内容をご確認頂いた上で、本サービスを利用するものとします。

第8章 損害賠償等

第43条（損害賠償の制限）

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責めに帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第38条(本サービス用設備等の障害等)第4項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責めに帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。
 - (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金(1ヶ月分)
 - (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日ま

での期間が1 ヶ月以上ではあるが12 ヶ月に満たない場合には、当該期間(1 月未満は切捨て)に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金(1 ヶ月分)

(3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均日額料金(1 日分)に30 を乗じた額

2. 本サービス又は利用契約等に関して、当社の責めに帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことにより認定利用者に損害が発生した場合について、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

第44条 (免責)

1. 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとします。なお、当社は、以下各号のいずれかの事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 対象サービスの不具合に起因して発生した損害
 - (2) 天災地変、騒乱、暴動、感染症・疫病等の不可抗力、法令等の制定若しくは改廃、公権力による命令、処分若しくは指導又は労働争議
 - (3) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (4) 本サービス用設備からの応答時間等本サービス用設備等の性能に起因する損害
 - (5) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア (OS、ミドルウェア、DBMS) 及びデータベースに起因して発生した損害
 - (6) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (7) 当社が本サービスを提供するために電気通信事業者から借り受ける電気通信回線の不具合に起因して発生した損害
 - (8) 当社が本サービスを提供するために第三者から提供を受けるクラウドサービス、ASP サービス及びデータベース及び第三者から提供を受けるコンテンツに起因して発生した損害
 - (9) 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入
 - (10) 善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (11) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (12) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないハードウェア、ソフトウェア(OS、ミド

ルウェア、DBMS)及びデータベース及び本パブリッククラウドサービスに起因して発生した損害

- (13) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (14) 刑事訴訟法第 218 条(令状による差押え・搜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
- (15) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任及びその業務の監督について相当の注意をしても損害が回避できない場合など当社に責めに帰することができない場合
- (16) 当社の責めに帰することができない事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
- (17) その他、当社の責めに帰することができない事由

- 2. 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者等と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第45条 (サービスレベル)

- 1. 当社は、努力目標として別紙 A 記載の「サービスレベル指標」の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。
- 2. 当社は、サービスレベル指標を、利用契約等に基づく本サービスの内容を変更しない範囲で、随時変更できるものとし、当社指定日をもって変更後のサービスレベル指標が適用されるものとします。
- 3. サービスレベル指標は、本サービスのうちサービスレベル指標の対象としたサービス品目(以下「対象サービス品目」という。)に関する当社の努力目標を定めたものであり、サービスレベル指標に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも当社は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。
- 4. サービスレベル指標は、対象サービス品目以外のサービス及び第44条(免責)第1項各号に該当する場合には適用されません。

以上

2024 年 12 月 27 日制定

2025 年 08 月 20 日改定

別紙 A

サービスの種類及び内容は以下の通りとします。

1. 本サービスの種類及び内容

本サービスの種類及び内容は以下の通りとし、詳細は当社が契約者に提供するマニュアルによるものとします。

(1) koto-Buddy : チャット型の生成 AI Web アプリ

2. 本サービスのシステム稼働時間

24 時間 365 日 (システムメンテナンス時間を除く)

3. サービスレベル指標

当社がサポートサービスを提供する場合、サービスの内容は以下の通りとします。ただし、本サービスの内容、利用方法に変更があった場合、サポート内容を変更する場合があります。

(1) サポート内容

- ① 本サービスの利用方法に関する質問への回答及び助言
- ② 契約者設備の利用方法に関する質問への回答及び助言
- ③ 契約者設備の障害部位の切り分け、障害復旧に関する質問への回答及び助言
- ④ 提供可能になった場合の、本サービス用設備中のソフトウェアの更新版の提供

(2) サポート体制

- ① 当社に対する利用ユーザからの問い合わせは、利用責任者から行うものとし、当社は利用責任者以外の者からの問い合わせには応じないものとします。

(3) サポート窓口 (連絡先)

利用契約において、電子メールアドレス等の連絡先を定めるものとします。

(4) サポート時間

月曜日から金曜日の 10:00~17:00

ただし、祝祭日およびその振替日、お盆ならびに年末年始、当社の休業日を除きます。

4. 契約者設備に関する仕様

契約者は、以下の仕様を充たす契約者設備を設定・維持するものとします。

(1) 推奨利用環境

本サービスを提供するにあたりユーザの使用する環境および PC スペックは以下を推奨します。
ただし、推奨環境下でのご利用の場合でも、お客様の PC・OS・ブラウザ等の組み合わせ、ブラウザの設定状況によっては正常にご利用いただけない場合があります。

NO	項目	スペック
1	OS	Windows11
2	ブラウザ	Google Chrome Microsoft Edge
3	スクリーンサイズ	1920×1080
4	キーボード	日本語版 Windows 用キーボード
5	通信	インターネットに接続できること

5. 秘密情報

当社は、第39条(秘密情報の取扱い)の定めに基づき、以下の情報を秘密情報として取り扱うものとします。

- ・ なし

6. 利用期間・利用料金について

(1) 利用期間

- ① 後からユーザ追加を行う場合、契約終了日は現行のユーザの契約終了日と合わせるものとします。

(2) 利用料金

- ① 契約月内での日割り計算は適用されず、月途中の契約満了だった場合でも当該月は1ヶ月分の費用が発生します。
- ② 料金に影響しない範囲での利用内容変更については、契約者から当社に届出を提出することで対応可能とする。料金に影響しない範囲での利用内容変更とは以下の通りとします。
 1. IP アドレス追加・変更・削除
 2. ユーザ情報変更（氏名またはメールアドレスの変更、既存の所属グループの移動）
 3. ユーザ削除
 4. グループ名変更、グループ削除
 5. 契約ユーザ数内でのユーザの入れ替え（ただし、ユーザの入れ替えに伴うクレジットの再付与は行いません。）
 6. その他対応が必要であると当社が合理的に判断する場合
- ③ 利用契約内のクレジット上限に達した場合、追加分に相当する金額を当社指定の方

法で決済を行ってください。ご入金を確認後、追加分が残量に加算されます。ただし、入金から残量加算までに所定の日数を要するため、その間に残量が無くなる恐れがありますので、余裕をもってお申込みいただくことをお勧めします。

以上

2025 年 08 月 20 日制定